

BR 設 - 604 - 05
平成 15 年 11 月 10 日制定
平成 23 年 11 月 7 日改訂



The
Building
Center
of
Japan

シックハウス対策の

換気設備型式適合認定申請要領

目 次

■ 1. 申請の対象	1
■ 2. 申請から認定までの流れ	2～3
■ 3. 認定に要する費用	4
■ 4. 認定の取り下げ	4
■ 5. 認定の公表	4
■ 6. お問い合わせ	4
■ 7. 認定用提出図書作成について	5
■ 8. 別表（認定用提出図書目次）	6

付属資料

型式適合認定番号の付番ルールについて
申請書類作成の留意事項
部会訂正資料及び委員会資料について
申請資料の最終版について
審査の合理化について

様 式

《様式 1》型式適合認定申請書
《様式 2》申請型式一覧表
《様式 3》建築物の部分の概要を記載した図書（申請の概要）
《様式 4》システム概要図
《様式 5》構成機器・部材一覧表
《様式 6》最大経路の全圧力損失計算書
《様式 7》機械換気設備等の技術資料
《様式 8》取り下げ届
《特別様式 有換測-01》

改訂履歴

- 2003/10/17 β2 版リリース
- 2003/12/12 初版リリース
 - ・β2 版より、目次の変更、様式の変更・追加、参考資料の見直しを行った。
- 2004/04/01 第二版リリース
 - ・様式の追加及びそれに伴う本文の修正
 - ・ダクト径の使用単位を m に統一した。
- 2004/05/12 第三版リリース
 - ・担当課の変更（設備防災課→住宅課）
- 2023/04/01 第四版リリース
 - ・一般財団化に伴う名称変更（財団法人→一般財団法人）
- 2023/11/07 第五版リリース
 - ・本部移転に伴うお問い合わせ住所等の変更

換気設備型式適合認定申請要領

当財団が行う換気設備型式適合認定は、建築基準法第 68 条の 10 第一項の規定に基づく国土交通大臣の認定について、その業務を国土交通省から指定された認定機関として実施するものです。この認定を行うため、当財団の認定員より構成される「温熱・空気環境性能審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置しています。なお、型式適合認定申請にあたっては、本申請要領をご検討の上、該当項目等に関する資料をご提出下さい。

1. 申請の対象

■本要領は建築基準法で規定する居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置のうち換気設備に係わる型式適合認定（建築基準法第 68 条の 10 第一項）を申請するための要領です。

☑ 型式適合認定の意義（メリット）

型式適合認定の意義（メリット）は、事前に一定の範囲の基準に適合していることを包括的に認定を受けることにより、確認申請における審査の簡略化を行うことにあります。

今回の換気設備の型式認定を受けた場合、実際の確認申請において全圧力損失の計算書の提出、複雑な構造・システムにおける考え方の提出が省略される等のメリットが考えられます。そのため、建築物のシックハウス対策マニュアル（工学図書㈱、平成 15 年 5 月発行）記載の条件に合致したダクトを有しない給気換気扇等、全圧力損失に係る計算書が本来不要と考えられる機械換気設備は、上記のような型式適合認定のメリットが非常に少ないといえます。以上の点を十分にご理解の上、申請して下さい。

なお、確認申請時の提出書類には、認定を受けた型式に適合している機械換気設備であること、及び、認定を受ける際の住宅側の要件（設計ルール等）が合致していること等の書類審査は必要となります。

☑ 型式適合認定の対象

本要領が対象とする型式は、以下の通りです。

○換気設備

建築基準法施行令第 136 条の 2 の 9 第 2 号表中（二）に規定する換気設備

－機械換気設備

－空気浄化式の機械換気設備（空気浄化による有効換気量について、あらかじめ性能評価を取得したのち、大臣認定を受けたものが対象となります。）

－中央管理方式の機械換気設備

なお、建築基準法等で定める防火区画を超えて設置される場合は、その対応も含めて申請頂く必要があります。そのため、関連する建築基準法等を確認の上、申請して下さい。

☑ 型式の範囲

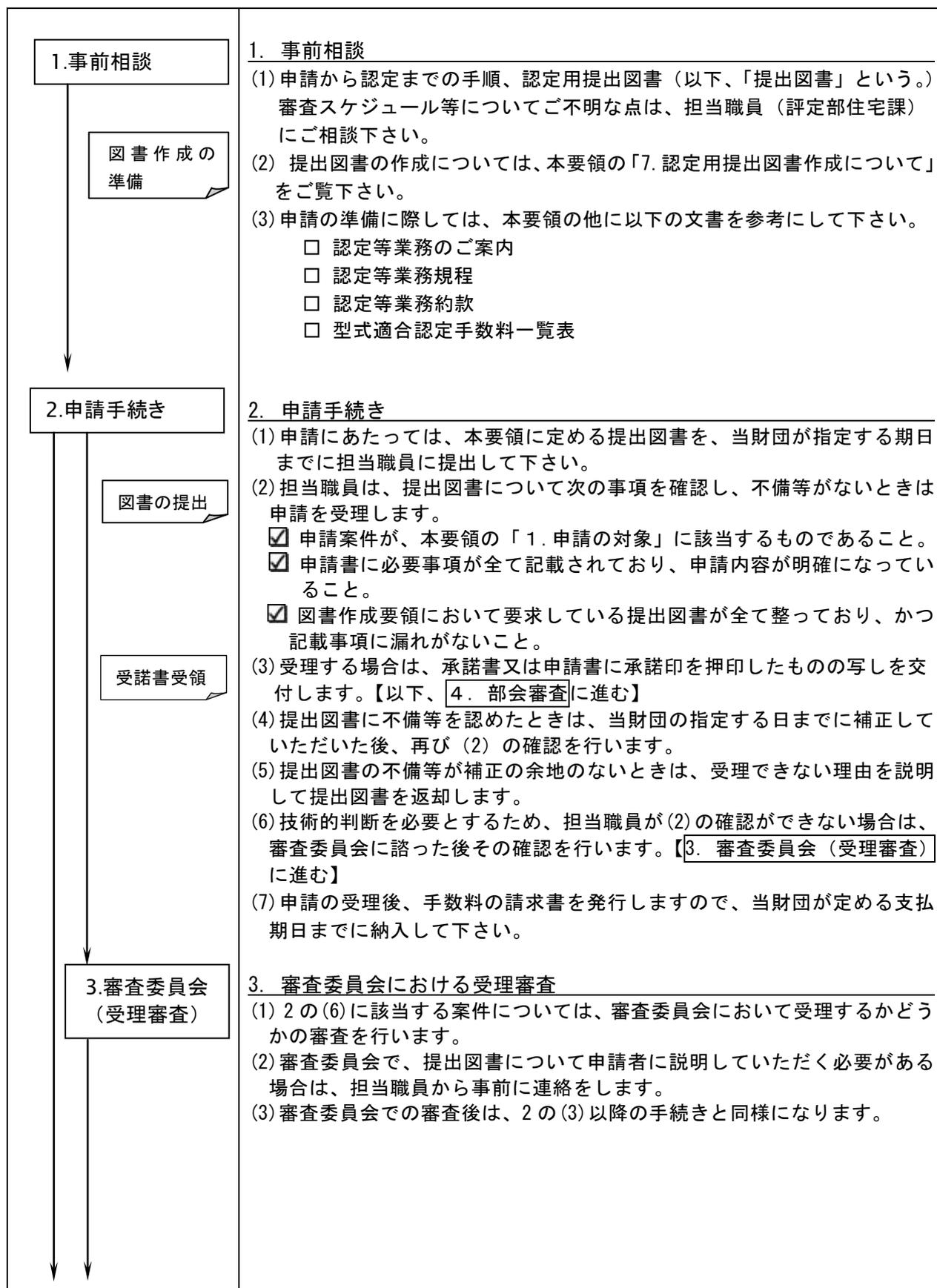
換気システムの一つのまとまりを一型式の範囲として設定し、一連の規定（参考資料を参照）に適合していることを確認します。例えば、換気種別、換気方式、換気回数、ダクトの有無、換気機器の能力等が異なるものは 1 申請としてまとめることは可能なものの、別型式として区分することとなります。

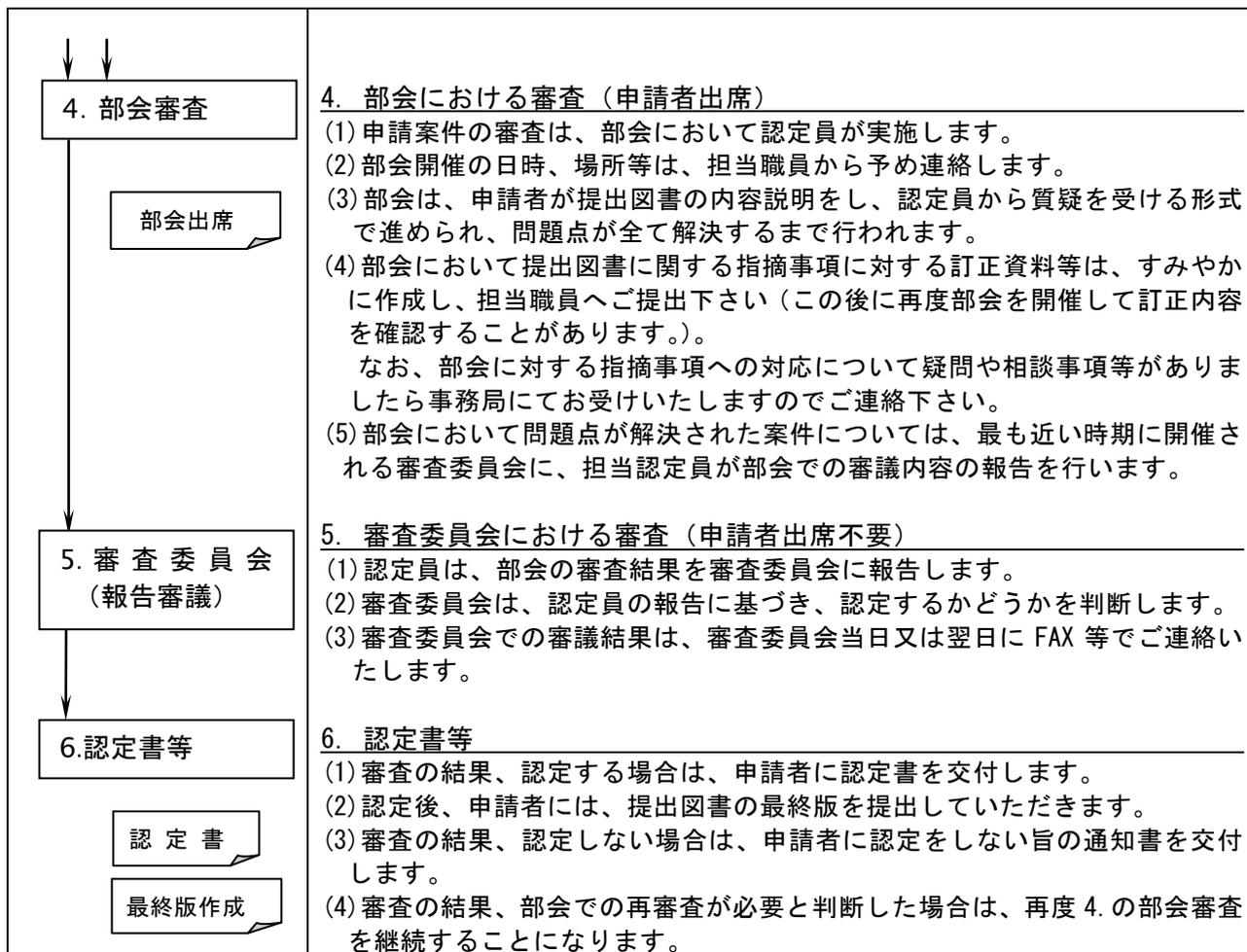
また、複数の機械換気設備を組合せたものも一型式として申請することは可能ですが、換気計画、相互影響がないこと等を検討する必要があります。

詳細は付属資料 1 「型式適合認定番号の付番ルールについて」を参照いただき、ご不明な点は担当職員（評定部住宅課）にお問い合わせ下さい。

■ 2. 申請から認定までの流れ

■ 申請から認定までの流れは以下のとおりです。





■ 3. 認定に要する費用

■本認定にあたっては、別に定める【手数料一覧表】に掲げる額が必要となります。
ご請求は、申請の受理後、請求書を送付いたしますので、所定の金融機関に早めにお振込み下さい。入金を確認されない場合は、型式適合認定書の発行ができませんのでご注意下さい。

■ 4. 認定の取り下げ

■申請者側のご都合等により認定書等を交付前に認定等の申請を取り下げる場合には、その旨及び理由を記載した取り下げ届（様式8）をご提出下さい。

■ 5. 認定の公表

■認定された型式については、建築基準法施行規則第10条の5の3の規定により公示されます。公示されたものと同様の内容を当財団の機関誌等で公表します。

■ 6. お問い合わせ

■本要領、審査委員会開催日等に関する問い合わせについては、以下までお願いします。

一般財団法人 日本建築センター 評定部 住宅課

〒101-8986 東京都千代田区神田錦町1-9 東京天理ビル3F

tel 03-5283-0466 fax 03-5281-2823 <http://www.bcj.or.jp/>

7. 認定用提出図書作成について

7-1. 申請に必要なもの

- 以下の提出図書を担当職員（評定部住宅課）にご提出下さい。

提出図書の種類	様式等	期限	部数
型式適合認定申請書	様式1	随時受け付け	1部
認定用提出図書（部会用）	8. 別表の「委員会用」を参考	随時受け付け	3部

- 提出図書について、担当職員が次の事項を確認します。

- 申請する案件が【1. 申請の対象】に該当するものであること。
- 申請書に必要な事項が全て記載されており、申請内容が明確になっていること。
- 提出図書作成内容で要求している提出図書が全て整っており、記載洩れ等がないこと。

- 提出図書が技術的判断を必要とするため、担当職員が上記の確認ができない場合は、最寄りに開催する審査委員会に諮り、受理の可否を確認します。なお、その際には、以下の提出図書が必要となります。

提出図書の種類	様式等	期限	部数
認定用提出図書（委員会用）	担当職員の指示により作成して下さい。	委員会開催の前日	19部

- 認定用提出図書作成（部会用、委員会用共通）について

- 提出書類のサイズはA4縦使いとし、ファイル等で綴じて下さい。ファイルの表紙には、型式の名称、申請者（会社名等）を記載して下さい。なお、A3等の図面では、A4に折り込んで下さい。
- 本図書で使用する言語は日本語とし下さい。
- 文字等はなるべくワープロ等を用いて明瞭なものとして下さい。
- 提出図書には通しページ又は項目毎にページを記載下さい。また、必要に応じて、項目毎にインデックス等を用いて下さい。

7-2. 部会開催後に必要なもの（部会訂正資料）

- 部会において提出図書に関する指摘事項に対する訂正資料等（部会訂正資料）は、指摘事項回答書を作成し、当該回答書を表紙とし、後ろに該当する変更・訂正する資料のみを添付して下さい。（ファイル綴じ又はホッチキス止め）

なお、詳細については付属資料3をご確認下さい。

- 部会では、これら部会訂正資料等に基づき、問題点がすべて解決するまで行われます。

7-3. 審査委員会（報告審議）に必要なもの（審査委員会報告用資料）

- 審査委員会（報告審議）に際して、提出図書を担当職員にご提出下さい。なお、詳細については付属資料3をご確認下さい。

7-4. 審査委員会（報告審議）終了後に必要なもの（最終版）

- 提出資料内容

最終版とは、認定用提出図書（部会用）等で提出した提出図書に関して、必要な差し替え等を行った図書全般のものを言います。

- 変更、修正した資料は差し換え等を行い、最終版に綴じ込んで下さい。
- その他、委員会及び部会で指摘事項回答書を末尾に付けて下さい。
- 詳細については、付属資料4をご確認下さい。

8. 別表(認定用提出図書目次)

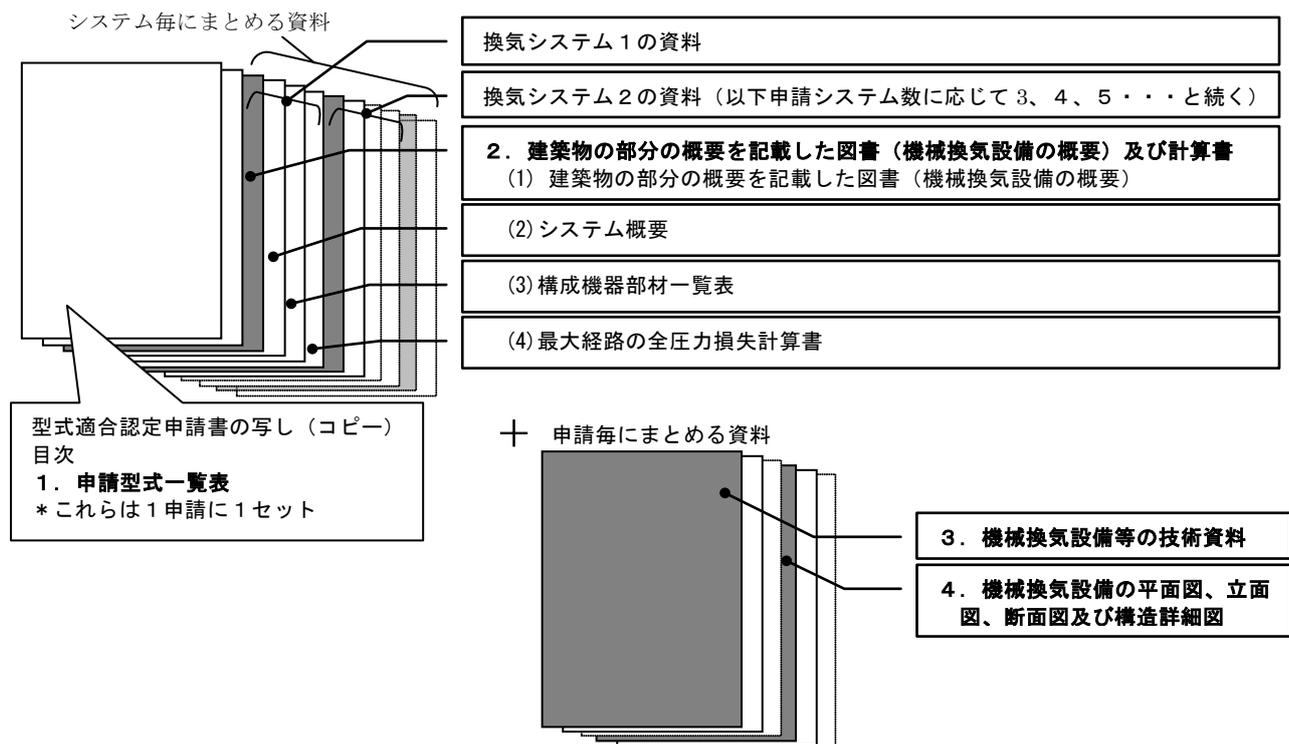
■ 提出図書作成内容：

書類の種類	様式	部会用	備考
型式適合認定申請書の写し(コピー)	1	○	
目次	-	○	
1. 申請型式一覧表	2	○	1申請に含む複数の型式を、様式に従い一覧表にまとめてください。 なお、1申請に1型式の場合も作成、添付が必要です。
2. 建築物の部分の概要を記載した図書(機械換気設備の概要)及び計算書	3	○	換気システム毎に作成、添付してください。
(1) 建築物の部分の概要を記載した図書(機械換気設備の概要)			
i) 換気システムの概要			
ii) 適用範囲			
iii) 建築物・機械換気設備の設計ルール			
(2) システム概要図	4	○	
(3) 構成機器・部材一覧表	5	○	
(4) 最大経路の全圧力損失計算書	6	○	
3. 機械換気設備等の技術資料	7	○	1申請毎に取りまとめて作成し、添付してください。(様式7は、7-1~7まで用意しています)
4. 機械換気設備の平面図、立面図、断面図及び構造詳細図	-	○	
5. その他	-	△	適宜

(○印をご提出下さい。△は適宜、必要に応じてご提出下さい。)

※ 書類作成留意事項(ファイリングについて)

- 申請単位である換気システム毎に作成してまとめて下さい。(資料3、4は、申請毎にまとめてください。)
- 換気システム毎にインデックス等で明確に区分して各目次に添付するようにして下さい(下図のイメージ参照)。



目次毎の書類作成方法等については、「付属資料2」を参照下さい。